

規則

則

会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

埼玉県規則第百二号

会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

第一条 会計年度任用職員の報酬等に関する規則（平成三十一年埼玉県規則第三十
二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「栄養士」の下に「及び管理栄養士」を加える。

第五条第三項中「別表第五に」の下に「掲げる職種の区分に応じ同表に」を加

える。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

職種	医師及び歯科医師
号給	月額
1	円 529,343

別表第1（第2条関係）

医療職報酬等基準額表(1)

別表第3（第2条関係）

医療職報酬等基準額表(3)

職種	保健師	看護師 (外来業務以外の業務に従事するもの)	看護師 (外来業務に従事するもの)	准看護師 (外来業務以外の業務に従事するもの)	准看護師 (外来業務に従事するもの)
号給	月額	月額	月額	月額	月額
1	279,964	284,299	272,299	246,855	236,505
2	281,084	285,317	273,317		
3	282,205	286,132	274,132		
4	283,122	287,049	275,049		
5	283,936	287,864	275,864		
6	284,649				
7	285,362				

別表第2（第2条関係）

医療職報酬等基準額表(2)

職種	薬剤師 獣医師	管理栄養士	栄養士（管理栄養士を除く。） 衛生検査技師	診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士 作業療法士 視能訓練士 言語聴覚士	義肢装具士	歯科衛生士	歯科技工士
号給	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額
1	300,900	260,555	243,303	262,311	275,111	258,305	266,453
2			245,442	263,126		260,444	268,592
3			247,581	264,043		262,175	270,731
4			248,702	264,858		264,212	271,852
5			249,721	265,775		266,453	272,871
6			250,841	266,691		268,592	273,991
7			251,961	267,608		270,731	275,111
8			252,776	271,655		271,852	
9			253,693			272,871	
10			254,508			273,991	
11			255,425			275,111	
12			256,341				
13			257,258				
14			260,555				

18	231,425	268,808
19	233,055	269,929
20	234,685	271,049
21	236,315	271,966
22	238,046	272,984
23	239,371	274,003
24	240,695	275,022
25	242,019	276,040

別表第4（第2条関係）

行政事務報酬等基準額表

職種 号給	前記以外の職	
	標準的な会計年度任用職員の職務を行ふもの	相当の知識又は経験を必要とする会計年度任用職員の職務を行ふもの
月額	月額	月額
	円	円
1	204,025	246,501
2	205,757	247,825
3	207,386	249,251
4	209,016	250,677
5	210,544	252,103
6	212,276	253,529
7	213,906	254,955
8	215,535	256,381
9	217,063	257,807
10	218,795	259,029
11	220,526	260,354
12	222,258	261,678
13	223,480	262,900
14	225,110	264,122
15	226,740	265,345
16	228,268	266,567
17	229,796	267,688

別表第5（第5条、第16条関係）
報酬等の調整額表

職種 調整数	標準的な会計年度任用職員の職務を行うもの 調整額	相当の知識又は経験を必要とする会計年度任用職員の職務を行うもの 調整額
1	円 6,600	円 7,900
2	13,200	15,800
3	19,800	23,700
4	26,400	31,600

第二条 会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を次のように改正する。

第十四条第一号中「二万三千七百八十円」を「二万六千八百八十五円」に改め、同条第二号中「九千二百七十円」を「一万六千五百九十円」に改める。

第十六条第一項に次のただし書きを加える。

ただし、次の各号に掲げる職種の者の給料の額は、当該各号に定める額とする。

一 医師及び歯科医師 月額三十二万九千八百四十三円
二 獣医師 月額三十万九百円

別表第二を次のように改める。

別表第2（第2条関係）

医療職報酬等基準額表(2)

職種	薬剤師	獣医師	管理栄養士	栄養士（管理栄養士を除く。） 衛生検査技師	診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士 作業療法士 視能訓練士 言語聴覚士	義肢装具士	歯科衛生士	歯科技工士
号給	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額
1	300,900	323,700	260,555	243,303	262,311	275,111	258,305	266,453
2				245,442	263,126		260,444	268,592
3				247,581	264,043		262,175	270,731
4				248,702	264,858		264,212	271,852
5				249,721	265,775		266,453	272,871
6				250,841	266,691		268,592	273,991
7				251,961	267,608		270,731	275,111
8				252,776	271,655		271,852	
9				253,693			272,871	
10				254,508			273,991	
11				255,425				275,111
12				256,341				
13				257,258				
14				260,555				

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の会計年度任用職員の報酬等に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。
(報酬等の内払)
- 3 改正後の規則の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の会計年度任用職員の報酬等に関する規則の規定に基づいて支給された報酬等は、改正後の規則による報酬等の内払とみなす。